特別徴収への切替申請書

特別徴収義務者指定番号をお持ちの事業所の名称や所在地・書類送付先が変更となった場合には、「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」を提出してください。

（宛先）足立区長

収受印

年　月　日提出

給与支払者（特別徴収義務者）		
住所（居住）又は所在地	〒	
フリガナ		
事業所名（屋号）		
代表者の職・氏名		
法人番号		

特別徴収義務者指定番号		新規
新規の場合、納入書（要・不要）		
担当者連絡先	部署	
	氏名	
	電話	

給与所得者		
受給者番号		
フリガナ		旧姓
氏名		
生年月日	大・昭・平　年　月　日	
1月1日現在の住所		
現在の住所	＊　1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。	

切替開始期

本人了承のうえで、

普通徴収の［　　］期分以降を［　　］月分より特別徴収へ切替

【注意事項】1をご確認ください。

＊ 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。

（前年度以前のものは、納期未到来の分でも特別徴収への切替ができません。）

【添付書類】

普通徴収の納付書　二重納付防止のため、特別徴収へ切り替える対象の納付書（納期未到来分）を添付してください。

【注意事項】

1　希望の特別徴収開始月の前々月までにご提出ください。
（例：8月特別徴収開始→6月末日まで、9月特別徴収開始→7月末日まで）
※税額通知書は、原則、特別徴収開始月の前月下旬（22～25日頃）に発送します。

2　切替対象になった期以降の普通徴収分全額を切り替えます。
普通徴収分の一部を残して特別徴収とすることはできません。

3　65歳以上のかたについては、公的年金収入に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。

4　前年中に給与収入のないかたは、原則として特別徴収できません。

5　普通徴収分の納付方法を口座振替で登録しているかたの切替の場合は、普通徴収分の納期限の20日前までにご提出ください。

備考欄

※区処理欄

入力	同時出力	
	No.	No.
	No.	No.
No.	No.	No.

／　税通・納入書送付
／　税額㏇
／　控送付
普徴納付書　回収・未回収
（　　期～　　期　・　全期　）
□　領収書コピー添付あり
□　当初通知添付有（会社・個人・普徴）

【提出先】〒120-8510　足立区中央本町1－17－1　足立区役所区民部課税課